

# FASF セミナー「四半期報告書作成上の留意点（平成28年6月第1四半期提出用）」の開催



財務会計基準機構（FASF）では、6月6日（月）～21日（火）にかけて、東京（3回）、大阪、名古屋、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡の9か所で計11回にわたり四半期報告書のセミナーを開催しました。

本セミナーは、企業会計基準委員会（ASBJ）による「企業会計基準委員会の活動状況」、FASFによる「四半期報告書の作成上の留意点（平成28年6月第1四半期提出用）」の2部構成で行われました。

ASBJによる「企業会計基準委員会の活動状況」では、国内会計基準の開発を中心に講演が行われました。具体的には、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）の説明を中心とした税効果会計の見直し、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い（案）」（以下「減価償却方法の変更公開草案」という。）、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」及び収益認識に関する会計基準の開発について、ASBJ担当者による説明が行われました。

FASFによる「四半期報告書の作成上の留意点（平成28年6月第1四半期提出用）」では、回収可能性適用指針が平成28年6月第1四半期から原則適用されることに伴う留意点を中心に説明しました。

回収可能性適用指針の適用に伴う開示については、会計方針の変更に関する注記の留意点について説明し、また、回収可能性適用指針を適用した場合でも会計方針の変更として取り扱わないケースが想定されることから、当該ケースにおける留意点についても説明しました。併せて、回収可能性適用指針を平成28年3月期の有価証券報告書から早期適用した場合の当第1四半期における留意点についても説明しました。

減価償却方法の変更公開草案については、平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更を会計方針の変更として注記する場合の留意点について説明しました。

この他、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」を適用した場合の非財務情報における「事業の内容」の留意点についても紹介しました。